

平成24年度第2回富山県環境審議会 議事録（概要）

1 富山県イノシシ保護管理計画の策定について（答申）

（委員）

岐阜、石川など他県から入っているイノシシが多いようだが、他県と連携した対策を行っているか。

（事務局）

石川県で捕獲されたイノシシを富山県に提供してもらいデータを解析するなど、互いに協力して侵入経路を把握し、保護管理計画に役立てている。

また、環境省主催で、効果的なわなの仕掛け方などの情報交換を行っている。

（委員）

捕獲頭数は、成獣のみの数値か。

（事務局）

成獣か幼獣かを区別したデータは手元にない。

（委員）

今後も、幼獣も含めて捕獲するのか。

（事務局）

イノシシは狩猟の対象獣であり、成獣・幼獣に関わらず捕獲できる。また、有害捕獲として、農作物被害を及ぼす個体について市町村が許可を出して捕獲する際も、被害を及ぼす個体であるため、成獣・幼獣に関わらず捕獲している。

（委員）

遺伝子調査の結果を見ると、岐阜県からの流入が多いようであり、庄川などの河川を通して入り込むケースがあるのかとも思うが、どう考えているか。

（委員）

イノシシは積雪深 30cm 以上が 70 日以上続くと生息できないため、雪の少ない岐阜県南部から徐々に侵入してきたことは考えられる。また、福井県、石川県でもイノシシは増加しており、滋賀県や岐阜県などからの侵入と思われる。

イノシシは深い河川を泳ぐことは難しいと思われ、山並みを越えて侵入しているのではないかと思う。

（委員）

先進県では、イノシシの肉はどのように食されているか。

（事務局）

伝統的な食べ方としてはボタン鍋があるが、農林水産部において、レシピの作成、試食会の開催等を行い、県内飲食店に普及し、より消費されるよう取り組んでいるところである。

（委員）

狩猟の動機付けは、食べる以外にあるか。

(委員)

農業被害が大きいため、狩猟ならびに駆除を強化して被害を減らしていくことが大きな柱である。食材としての利用価値はその次であるが、狩猟者も、価値が出てくれればより積極的に狩猟に取り組めるとは考えている。

(委員)

狩猟期間の延長や特定休猟区の設定などの方策の実施には、特定鳥獣保護管理計画の策定が必要であり、今回イノシシ保護管理計画が検討されることは良いことだと思う。

一方で、イノシシ保護管理計画は、既に7割以上の都道府県で策定済みであり、さらに多くの都道府県がニホンジカに関する特定計画を策定済みであるが、本県ではまだ検討されていない。こうした状況について、どう考えているか。

(事務局)

特定鳥獣保護管理計画は鳥獣保護法に基づく法定計画であり、特定の鳥獣が著しく増加あるいは減少している場合に策定するものである。

本県の場合、イノシシについては、近年、農業被害が増加しており、個体数も増加しているため、これを抑制するため保護管理計画を策定するものである。

ニホンジカについては、周りの県では策定が進んでいるが、これは、例えば長野県では毎年2万頭を捕獲しなければならないほど個体数が増加しているためである。一方、本県では年間30～56頭の捕獲で済んでおり、農業被害も統計に表れない程度であるため、保護管理計画の策定には至っていない。

イノシシもニホンジカも、その生息域は温暖化に伴って北上している。農作物の被害状況、個体数の変化をふまえ、将来的にはニホンジカ保護管理計画についても検討が必要かと思う。

2 神通川流域（左岸地域・右岸地域）農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除（第9回）について（報告）

< 質疑事項なし >

3 温泉動力装置の許可について（報告）

< 質疑事項なし >

4 水源地域保全条例（仮称）素案について

(委員)

地下水を空調等に利用している工場に影響するのではないか。

(事務局)

地下水の取水については、別途、地下水条例により規制を行っている。本条例は地下水の取水自体の制限をするものではなく、あくまで水源地域における土地の取引の届出制を設けるもので、影響はないと考える。

(委員)

民間での取引の妨げにはならないか。

(事務局)

条例の制定後6か月の周知期間を置き、その後、届出制をスタートしたいと考えている。また、届出制であり、取水自体の制限もしないことから、直接妨げになることはないと思う。

(委員)

この規定によると、土地取引にあたっては6週間前までに届出をし、水源地域であることを認識したうえでないと、取引が成立しないことになる。契約が後になって壊れてしまう可能性も否定はできないため、条例の運用にあたっては、配慮する必要があると思う。

(事務局)

十分配慮したい。